

特定健診受診率向上に関する事業

①継続受診者向けの健診結果アドバイスシート送付による受診勧奨

過去の健診結果から各被保険者に応じた個別の健康アドバイスシートを作成し、受診勧奨を行う

対象者：毎年健診を受診している者（継続受診者）、または隔年等、不定期に健診を受診している者

実施人数：1,996名

②特定健診を受診したことのない被保険者への受診勧奨

大野市の疾病傾向を分析し、年代・性別ごとにセグメント分けした資料を使用し、受診勧奨通知を送付

対象者：特定健診の受診歴のない者（完全未受診者）

実施人数：2,242名

③その他

- ・新規国保加入者への受診券送付

4月～10月に新規で国民健康保険へ加入した者へ、特定健診受診券を送付

実施人数：157名

- ・受診体制向上事業

生活習慣病で通院している令和3年度健診未受診者を対象に、医療機関を通し特定健診相当の情報提供を行うか、または個別検診を受診するかを勧奨する通知を送付

通知送付人数：2,001名

- ・健トクキャンペーン（協会けんぽ福井支部との共同事業）

申込のあった者へ、県内のお店で使える割引クーポン等を送付

※申込条件

- I 令和3年度の集団検診、または個別検診を受診している者
- II Iには該当しないが、職場健診や市の助成を利用せずに特定健診の項目を満たす健診等を受診しており、かつその健診結果を市へ提出した者

申込人数：172名

結果評価

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、集団検診の1日の受け入れ人数を制限し、完全予約制としていることで、集団検診全体の受診者が減少した
- ・集団検診の減少分を、個別検診でカバーできていない
- ・計画した受診勧奨は、全て実施できた

令和4年度について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、受診を控えている者の呼び戻しを中心に実施する
- ・受診勧奨通知は令和3年度同様、継続受診者・不定期受診者・完全未受診者へ送付する
- ・オンライン予約や、返信はがき等の電話予約以外の方法を検討する

糖尿病性重症化予防事業

実施内容

- ①健診の結果から対象者を抽出し、対象者ごとの健康アドバイスシートを送付することで、医療機関への受診を勧奨する
- ②必要に応じて、対象者へ保健指導を実施する

対象者

【基準 A】 糖尿病

過去の健診（H30 年度以降）において、ア～ウのいずれかが確認されているものの、前年度から抽出時点までの間に糖尿病等による医療機関受診歴がない者

| | |
|---------------|--------------|
| ア 空腹時血糖 | 126 mg/dl 以上 |
| イ 随時血糖 | 200mg/dl 以上 |
| ウ HbA1c(NGSP) | 6.5%以上 |

【基準 B】 慢性腎臓病

過去の健診（H30 年度以降）において、エ・オいずれかが確認されているものの、前年度から抽出時点までの間に糖尿病または腎臓病等による医療機関受診歴がない者（医療機関受診中であって、下記エ・オのいずれかに該当する者には、必要に応じて、保険者からかかりつけ医に対し、保健指導の必要性について相談する）

| | |
|--------|-------------------------------|
| エ 尿蛋白 | 2 + 以上 |
| オ eGFR | 45ml/分/1.73 m ² 未満 |

実施実績

2 月中に対象者へ通知を送付

【基準 A】 糖尿病 17 名

（内 4 名は過去のレセプトに糖尿病疑いと病名がついているが、治療歴がない者）

【基準 B】 慢性腎臓病 13 名

令和 4 年度について

・受診勧奨後の医療機関受診率が高い。今後は医療機関を受診後、経過観察となった者へのフォローアップ方法等を検討していく必要がある

重複・頻回受診、および多重・多剤投薬者への取組

実施内容

・KDBシステム（国保情報データベース）ですでに「がん」や「精神」の登録者を除いて該当者を抽出し、さらにレセプトを確認して保健指導対象者を絞り込み、保健指導を実施する

対象者及び実施実績

| | 抽出基準 | 該当者 | 保健指導対象者 | 除外理由 |
|------|---|-----|---------|---|
| 重複受診 | 3ヶ月連続して、1ヶ月に同一疾患での受診医療機関が3箇所以上 | 1名 | 0名 | レセプトにより精神や障害者等の受診の場合や、現在1医療機関のみ受診している場合 |
| 頻回受診 | 3ヶ月連続して、1ヶ月に同一医療機関での受診が15回以上 | 5名 | 0名 | 医療機関からの指示による通院 |
| 多重服薬 | 3ヶ月連続して、1ヶ月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を3箇所以上の医療機関から処方 | 2名 | 0名 | レセプトにより精神や障害者等への処方の場合 |
| 多剤服薬 | 3ヶ月連続して、2医療機関以上で10種類以上の薬剤を服薬 | 8名 | 0名 | 複数の診療科（外科、内科、精神、眼科等）からの処方によりやむを得ない場合 |

・保健指導対象者0名のため、重複・頻回、多重・多剤服薬についての啓発チラシを該当者へ送付

後発医薬品使用促進について

- ・後発医薬品について、大野市の使用率が国の掲げる80%に届いておらず、保険者努力支援制度での配点も大きい
- ・来年度に向け、令和4年度大野市後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画を策定し、使用率向上に努めていく